

受理番号 第 80 号  
受理日 平成29年3月6日

国土建第 4 3 8 号  
平成 2 9 年 3 月 2 日

(一社) 日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

公共工事の適正な入札及び契約を通じて建設業の健全な発達を図るとともに、熊本地震や台風10号等の災害からの復旧・復興の加速化を図るためには、平成29年1月31日に成立した平成28年度第3次補正予算も含めた今後の公共工事の早期かつ円滑な執行が重要である。

特に、年度末には、資金需要が増大し、建設企業が資金繰りに支障を来す場合も想定されるため、建設企業の資金調達の円滑化を図ることにより、事業の早期着手を後押しすることが求められている。

こうした状況にかんがみ、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を図り、事業の早期実施を促すため、今般、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が国土交通大臣の承認を受けて、別紙のとおり金融保証を行うこととしたところであるので、貴団体傘下の建設企業に対して周知方よろしく願います。